

教育の振興と教職員の福祉向上に寄与する

# 日教弘 沖縄支部 **3**大事業

## 1 教育振興事業



### 奨学事業

(学資を支援)

- 貸与奨学生 (大学生等)
- 給付奨学生 (高等学校等)



### 教育研究助成事業

(教育研究・実践に助成)

- 学校研究助成
- 教育実践研究論文募集
- 教育研究団体助成
- 教育実践研究論文集の発刊
- 教育研究大会助成
- へき地学校教育支援事業



### 教育文化事業

(地域の教育文化発展に寄与する研究活動を支援)

- クラシックコンサート
- いっこく堂講演会
- 文化講演会等

## 2 福祉事業

(教職員の豊かな暮らしをサポート)



- ① 結婚祝金
  - ② 出産祝金
  - ③ 入学祝金
  - ④ 健康増進補助
    - ・現職会員(40才以上)
    - ・退職継続会員
  - ⑤ 宿泊補助
  - ⑥ 研修旅行補助
  - ⑦ 新採用者・退職時教弘保険継続者へ記念品の贈呈
  - ⑧ 教弘保険退職後継続者へ教弘手帳の贈呈
  - ⑨ 教弘退職者友の会会員活動助成
  - ⑩ 「教弘まなびやスーパープラン」、「教弘フルガード」、「教職員収入ロングウェイサポート」の損保提供
  - ⑪ 日教弘ライフサポート倶楽部
- (⑦・⑧は(株)沖縄教弘の事業です。)

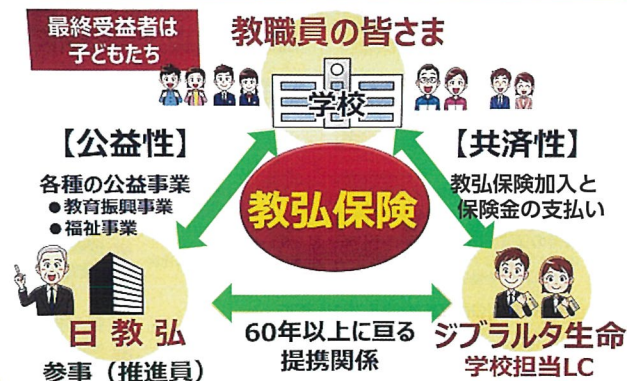
※福祉事業の申請については、日教弘沖縄支部または提携保険会社ジブラルタ生命学校担当LCまでご提出ください。

## 3 共済事業

(提携保険事業)

(公財)日教弘の教育振興事業および福祉事業は、「教弘保険の契約者配当金」を財源に運営され教育界に貢献しています。

### 安心支える「たすけあい」の輪



教職員の皆様と日教弘・ジブラルタ生命との関係

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 沖縄支部 (略称:日教弘 沖縄支部)

〒900-0014 那覇市松尾1丁目7番12号 TEL (098)867-1765 FAX (098)869-3544

詳しくはホームページ (<http://nikkyoko-okinawa.jp>) をご覧下さい



# 教職員の皆さまのための生涯保障プラン

## 教弘保険

加入例：22歳 死亡保険金・高度障害給付金 3,000万円  
災害割増特約 900万円

### 34歳以下の教職員のための ユース教弘保険

災害割増特約付／集団契約特約付勤務保険  
月払保険料 **5,823円**

加入例：37歳 死亡保険金／高度障害給付金 3,000万円

### 働き盛りの保障に 新教弘保険A型

集団契約特約付勤務保険  
月払保険料 **10,530円**

### 80歳まで継続できます 新教弘保険K型

集団契約特約付勤務保険



※1. ユース教弘の保障期間は加入年齢によって異なります。

※2. 加入(更新)時、年齢・性別によって保険料は異なります。

## 新教弘医療保険α (無配当)

医療保険(14) (保険料払込中無解約返戻金型)

教職員の皆様のご意見を取り入れた、  
教職員のための医療保険です

### ここが安心! 4つのポイント

- Point 1** 短期の入院にも手厚い保障!  
1泊2日以上10日目までの入院で  
**一律10日分**をお受取りいただけます
- Point 2** 初期加算タイプの場合  
入院初期の費用をカバーする  
**入院初期加算給付金**を上乗せ!
- Point 3** 支払限度変更特約を付加した場合  
保険料払込期間満了後は、  
**60日から120日まで拡大!**
- Point 4** 3大生活習慣病(がん・心疾患)による入院は、  
疾病入院給付金の**支払日数が無制限!**

教職員のご家族のための医療保険、「ファミリー教弘医療保険α」で安心保障!

保障内容例		新教弘医療保険α初期加算タイプ	保険期間:終身	基本入院給付金日額:5,000円
お支払事由	お支払額			
<b>入院</b>	ケガで2日以上継続して入院したとき【災害入院給付金】	1泊2日以上 10日以下の入院	一律10日分 基本入院給付金日額×10	
	病気や2日以上継続して入院したとき【疾病入院給付金】	入院1日目以降	1日につき 基本入院給付金日額×入院日数	
	<b>入院初期加算給付金</b> (入院開始後30日目まで)	1泊2日以上 10日以下の入院	一律10日分 基本入院給付金日額×10	
	災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院をしたとき	入院1日目以降	1日につき 基本入院給付金日額×入院日数	
<b>手術</b>	1泊2日以上の上の継続入院中に、公的医療保険の対象となる手術を受けたとき【手術・放射線治療給付金】	1回につき	10万円 基本入院給付金日額×20	
	外来・日帰り入院で、公的医療保険の対象となる手術を受けたとき【手術・放射線治療給付金】	1回につき	2.5万円 基本入院給付金日額×5	
	公的医療保険の対象となる放射線治療を受けたとき【手術・放射線治療給付金】	1回につき	5万円 基本入院給付金日額×10	
<b>ドナー</b>	責任開始日からその日をきめて1年経過後に、骨髄・末梢血幹細胞採取手術を受けたとき【骨髄・末梢血幹細胞採取給付金】		10万円 基本入院給付金日額×20	

共済事業(提携保険事業) 提携会社 ※商品のご検討に際しては、ジブラルタ生命のライフプランコンサルタントを通じて「保険設計書(契約概要)」「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。  
ジブラルタ生命保険株式会社 本社/〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10 教職員のお客様 **0120-37-9419** (通話料無料)  
※携帯電話、PHSからもご利用いただけます。

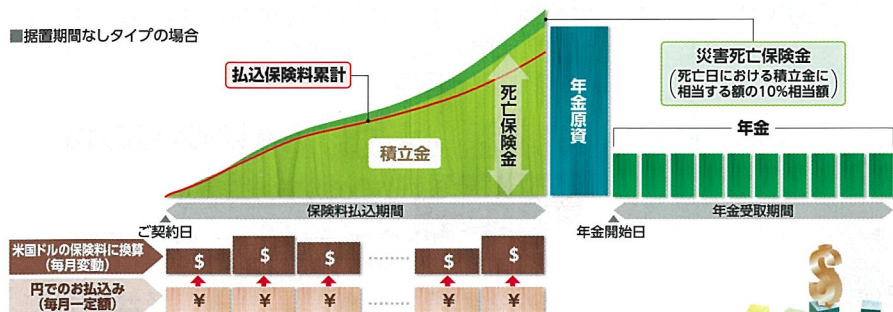
## 教職員の ための

## 新教弘米国ドル建個人年金保険

米国ドル建個人年金保険(19) (無配当)

### 米国ドルで時間をかけて作る“自分年金”を考えてみませんか?

■据置期間なしタイプの場合



**特徴** 「米国ドル」で老後の生活資金準備を実現できる教職員の皆さまのための個人年金保険です。

- 毎月の保険料のお払込みは「円」で一定です。  
●円建保険料はお払込みの都度米国ドルに換算するため、米国ドル建保険料は毎月変動します。
- 「米国ドル」での積立金が着実に増加します。  
※米国ドル建保険料は毎月変動するため、年金原資(年金開始日前日末の積立金額)は年金開始時まで確定しません。
- ライフプランや為替相場の動向にあわせて「自分年金」を作ることができます。
- 健康状態に関する告知や医師による診査は必要ありません。(職業告知のみ)
- 個人年金保険料控除により所得税・住民税が軽減されます。  
●個人年金保険料制適用特約を付加することにより、個人年金保険料控除の適用が受けられます。  
※契約内容によってはお取扱いできない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご覧ください。

### ご注意ください! 事項

#### ▲為替リスクについて

この保険は米国ドル建てであり、米国ドルを円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金受取額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、お払いいただいた円建保険料(円建保険料)の総額を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。  
●この保険にかかる為替リスクは、加入者および受取人に帰属します。  
●円建て保険料等をお払いいただく場合の為替レートと円建て年金・保険金・解約返戻金等をお受取りになる場合の為替レートには為替交換手数料が含まれております。したがって、為替相場の変動がある場合であっても、お受取りになる円換算の金額がお払いいただいた円建保険料(円建保険料)の総額を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。

#### ▲ご契約にかかる費用について

- 保険関係費用  
お払いいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障などに係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金などで運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障などに係る費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢などによって異なるため、一律には記載できません。
- 米国ドルの取扱いによりご負担いただく費用  
【円建て保険料等をお払いいただく場合の費用】  
●当社所定の為替レートには為替交換手数料(0.5円/1米国ドル)が含まれております。  
【円建て年金・保険金・解約返戻金等をお受取りになる場合の費用】  
●当社所定の為替レートには為替交換手数料(0.01円/1米国ドル)が含まれております。  
【米国ドルで年金・保険金・解約返戻金等をお受取りになる場合の費用】  
●お取扱いの金融機関により諸手数料が必要な場合があります。(金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載することができません。詳しくは取扱金融機関にてご確認ください。)  
●米国ドルでのお取扱いにかかる手数料(当社から加入者または受取人の口座に送金するための送金手数料)がお受取額から差し引かれることがあります。  
(送金先金融機関により手数料は異なるため、一律に記載することができません。お取扱いに取金金融機関にてご確認ください。)
- 年金支払期間中に年金で受取る場合に「ご負担いただく費用」  
年金開始日より、受取年金額に対して1.0%\*を年金支払日の年金原資から控除します。
- 解約の際にご負担いただく費用  
契約日から経過10年未満で解約された場合、解約日の積立金額から経過年数に応じた所定の金額(契約控除)をご負担いただきます。  
\*2019年9月現在の費用です。将来変更される可能性もあります。

### こんな時はお電話を

- 病気やケガをされた場合
- ご登録いただいている内容に変更があった場合
- ご契約の内容を変更したい場合
- 保険証券をなくされた場合

その他、お気軽にご相談ください。

教弘保険に関するお問い合わせは、教職員専用ダイヤルへ

各種お問い合わせは、ジブラルタ生命コールセンターまで

教職員専用ダイヤル (通話料無料) **0120-37-9419**

※この他に一般のお客様向け0120-37-2269もご利用ください。

受付時間  
平日 9:00~18:00  
土曜 9:00~17:00  
(日・祝/12/31~1/3を除く)